

新潟県条例第33号

新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、新潟県内水面水産試験場において輸出用の水産動物（こい及び金魚に限る。）が特定の伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないことを証する証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者から、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、証明書1通につき1,600円とする。

(免除)

第3条 知事は、公益上必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(徴収方法)

第4条 手数料は、条例で定める証紙により徴収する。

(不還付)

第5条 既に納めた手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。